

農地市場における農地中間管理事業の効果—広島県を事例に—

椿 真一*

Shinichi TSUBAKI

Effects of Establishment of the Farmland re-distribution Institutions: A Case Study in Hiroshima Prefecture

Abstract

Regional government supported institutions has been established in each prefecture as a reliable intermediary manager of farmlands to accelerate farmland to business farmers in 2014 in Japan. The institutions (1)rent farmlands, (2)improve infrastructure if necessary, (3)lease the land to business farmers. This paper provides a case study of the institution in Hiroshima Prefecture. The first purpose of this study is to clarify the impact of the institution towards farmland markets. The second purpose is to consider transaction costs changes. The clarification of this paper is as follows: (1) Business farmers accumulated farmland in their areas. (2) Farmland markets is remains local market.

Key words: transaction cost, intermediary institutions, policy for structural reform, consolidation farmland

1. 緒言

政府の成長戦略である日本再興戦略が2013年6月に閣議決定され、農業分野においては、担い手への農地集積面積を全農地面積の約5割(2013年3月末)であったものから、今後10年間で8割にまで拡大することが目指された。この実現のために整備されたのが、農地利用調整のための公的機関である農地中間管理機構である(農地中間管理機構が取り組む農地流動化は、農地中間管理事業と呼ばれる)。2014年3月に農地中間管理機構の関連法が施行され、これをうけて47都道府県で農地中間管理機構が発足している。全農地の8割を担い手に集積するためには、単純に年間14万9,000haの農地を流動化させる必要があるが、2014年度に担い手が集積した面積(6万1,000ha)はこの数値の42%にとどまっている。2015年度には8万haにまで伸びたが、それでも54%である。

他方で、農地中間管理機構(以下、機構)による担い手への農地の転貸面積は、初年度の2014年度こそ2.4万haだったが、15年度には7.7万haにまで拡大し、担い手に集積された農地(8万ha)はほぼすべて農地

中間管理事業によるものとなっている。

とはいえ、年間の農地流動化目標(14万9,000ha)の51.7%が農地中間管理事業によるものであり、まだ目標にはおよばない。今後は、農地中間管理機構による農地流動化を飛躍的に高めていく必要があるが、そのためには機構による農地流動化の効果と、効果の発揮にかかわるメカニズムを明らかにすることが求められる。

農地流動化とは賃貸や売買によって農地の利用権や所有権が移動することであり、農業経済学分野では農地市場分析として取り扱われてきた。生源寺(1998)は農地市場における取引には、「取引相手の探索、農地条件の確認、取引条件の交渉、制度上の手続き等々の大きな取引費用を伴う」としている。また農地市場には空間的制約があり、地域ごとに市場圏が形成されることが指摘されてきた(河野, 1984, 宇佐美, 1990)。この市場圏の具体的な範囲については、最も狭くて集落、次いで旧村で、せいぜい合併前の市町村を越えない範囲だとしている(東山, 2013)。このような主張に対し、福田(2001)は、農地市場を、(ア)1対1ないし数人の、相互に信頼関係のある親族や集落内の極めて親しい知人同士で行われる取引である「原始的農地市場」、(イ)個々相対の信頼関係ではなく、集落内の共同体としての信頼関係にもとづいた機能調整を利用した取引である「地縁的農地市場」、(ウ)

2017年4月12日受領

2017年10月12日受理

*愛媛大学農学部農業政策学教育分野(責任著者)

公的機関や任意の土地利用調整組織を介して農地流動化を進める「機能的農地市場」, の3タイプに整理した。機能的農地市場は, 公的機関の介在という制度的な裏付けがあるため広範な信頼を受け, 狭い範囲にとどまらず自治体レベルでの情報を収集できることから取引費用が著しく低いか, ゼロに近くなるという。また広範な貸し手と借り手が集まることによって, 誰の土地を耕作しているかわからない事態も生じ, 一般的な財市場と極めて近い性格を有することになっている。つまり, 福田の主張は公的機関の介入によって取引費用がゼロに近くなることで農地市場における取引が活性化し, 農地市場の市場圏が拡大することを含意している。2014年度から始まった農地中間管理事業は, 福田のいう「機能的農地市場」の創出を目指したものだといえる。公的機関である農地中間管理機構が, 離農する農業者などから農地を機構がいったん借り受け(買い受け)て, 農地の受け手を広い範囲から公募によって集め, 農地の集積・連坦化を図る担い手に貸し付ける(売り渡す)仕組みである。

村田(2015)は, 農地中間管理事業は農外企業を含む新規参入者に優良農地150万haを囲い込ませる「日本型囲い込み法」としての本質を滲ませるものと指摘しており, 農地中間管理事業は農地市場を広域化するものとしてとらえている。

では, 実態として農地中間管理事業のもとで農地市場は広域化しているのだろうか。農地中間管理事業による農地市場の広域化を検討した研究に椿(2016a)や椿(2016b)がある。椿(2016a)は, 2014年度の秋田県農地中間管理機構の取り組みを分析し, 公募段階では広域的に借地を希望している経営体の存在はあるがそれは限定的であり, また貸付段階(実績)では市町村の範囲をこえて農地集積した経営体は転貸実績の2.7%であり, 農地の市場圏は拡大していないことを明らかにした。

さらに椿(2016b)は, 2014年と2015年の山形県農地中間管理機構の取り組みを分析し, 市町村外の担い手への機構貸付実績は, 機構から担い手に転貸された農地の2.4%(177ha)にとどまるものの, その割合は高まっており, 農地市場の広域化が萌芽的に見られると指摘している。

農地中間管理事業による農地流動化が進展している秋田や山形は個別担い手が多く展開している地域であり, 農地中間管理事業の取り組みが浸透するにつれて農地市場が徐々に広域化しているものと考えられる。

他方で, 集落営農が担い手の中心である地域において, 農地中間管理機構のもとで農地市場が広域化して

いるかどうかはまだ検討がなされていない。

農地市場の広域化の分析ではないものの, 秋山(2015)は2014年度の全国の農地中間管理事業の実績を分析し, 1年間に担い手に集積された面積に対する農地中間管理事業による転貸面積の割合は北陸から山陽の集落営農地帯で高いことを明らかにした。これら地域での実績の高さは「既存の貸貸借から機構に預け替えるいわゆる付け替え」が進んだことや, 「集落営農の法人化の動きを反映しているものと思われる」と指摘している。

深谷(2015)は, 山陽の中でも農地中間管理事業による農地流動化が進展している広島県の取り組みを分析している。広島県は長年にわたり県が集落営農を支援してきたことで「集落単位での取り組みが常態化」しており, 集落の話し合いが濃密にできる素地があると指摘している。

集落営農の法人化の進展や, 集落での話し合いを前提にして農地集積を進めていることが農地市場の広域化にどう影響しているか気になるころではあるが, 農地市場の広域化についての分析はなされていない。

そこで, 本研究では集落営農が担い手の中心として展開している地域において, 農地中間管理機構の設置による農地の市場圏の拡大状況を明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

研究方法として, 集落営農が担い手の中心として展開する中で, 農地中間管理事業による農地流動化が進展している広島県において, 農地中間管理機構の設置による農地市場圏の拡大状況を, 公募段階, 機構による農地借受段階, 機構からの貸付段階の3つに分けて分析する。広島県は「年間集積目標に対する機構の寄与度」が2014年度は全国5位, 15年度は同7位であり, 農地中間管理事業の実績が高い。また2014, 15年の2ヶ年の機構新規集積面積が2年間の集積目標面積に占める割合が21.5%であり, 全国7位と高く, 農地中間管理事業をつかった農地流動化がすすんでいる地域である。担い手への農地集積に農地中間管理機構がどれだけ寄与したかをみると(寄与率B), 全国平均70.4%に対して広島県は141.3%ときわめて高い(表1)。

広島県では担い手への農地集積は機構を通じておこなわれるようになってきている。機構が転貸した農地には, 集落営農における利用権の再設定や, すでに担い手が特定農作業受託をおこなっていたものからの「付け替え」もある。そうしたものを除いたのが新規集積面積であるが, 全国では担い手に集積された面積の23.9%

表1. 農地集積における農地中間管理事業の寄与(26年度、27年度)

単位: ha,%

	2年間集積目標 ①	過去2年間の担い手集積 増加面積②※	機構転貸面積③		集積目標の機構 寄与率(A) ③/①	担い手集積機構 寄与率(B) ③/②	新規集積の担い 手集積寄与率(C) ④/②
				うち新規集積 面積④			
全国	298,420	142,662	100,452	34,034	33.7	70.4	23.9
広島	3,240	1,108	1,566	695	48.3	141.3	62.7

資料: 農地中間管理事業等の実績に関する資料

※平成26年3月末から平成28年3月末までに担い手に集積された面積

が新規集積面積に対し、広島では62.7%と高くなっている(寄与率C)。年間集積目標面積に対する機構転貸面積の割合(寄与率A)は48.3%と半分に満たないが、全国(33.7%)を上回っており、農地中間管理事業を利用して担い手に農地を集める動きが全国の中でも活発であるという特徴をもっている。

3. 結果

3.1 広島県農地中間管理機構の体制

広島県においては「一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団」が農地中間管理機構の指定を受けている。広島県の耕地面積5.7万ha(2012年度)のうち、担い手(認定農業者、集落営農組織等)が利用する面積は1.1万haであるが、これを農地中間管理機構と連携して農地集積を促進させ、2023年度には担い手の農地集積面積を2.6万haとすることで、担い手への農地集積率を19.2%から46%にまで高めることを目標にしている。

農地中間管理事業を推進するにあたっては、①産地育成につながる大規模な農地集積、②集落営農法人の新設・規模拡大につながる農地集積、③新規就農・認定農業者への農地集積、分散錯圃の解消を3本柱においている。

広島県には23市町があるが、農業振興地域内の農用地があるのは20市町であり、農地中間管理事業もこの20市町で取り組まれている(坂町、海田町、府中町は農業振興地域がない)。

広島県農地中間管理機構(以下、広島県機構)は2016年度で20市町と2JAに機構業務を委託している(表2)。広島県の20市町のうち、すべて市町が業務委託先としてかかわっている。他方でJAは機構の業務委託先にほとんど関与していないといった特徴がある。取り組み初年度の2014年度は、業務委託はして

おらず、翌年に14市町に業務委託し、3年目できるよう農業振興地域内の農用地があるすべての市町に委託できたという。この背景には、「機構の仕事が市町に丸投げされるのではないか」という危機意識が市町にあったからである(安藤, 2016)。

業務委託の内容は農地中間管理事業の取り組みを周知させることが中心で、農地の掘り起こしやニーズ把握も業務委託内容に含まれているが、実際にはあまり行われていないという。市町は農地利用集積円滑化団体として活動、あるいはそれに関与しており、これまでの農地流動化の取り組みにかかわってきたわけだが、市町には、「農地の掘り起こしや担い手への集積は農業委員会の仕事という認識が強く、機構の業務委託先が農地の出し手や受け手にアプローチをかけるところは少ない」といい、事務手続きを中心としたかわりにとどまっている。そこで、広島県機構は地域に駐在するコーディネーターを派遣することで、農地中間管理

表2. 広島県における機構の業務委託先と公募区域

市町	農地利用集積円滑化団体	業務委託先	集落数	人・農地プラン策定数	公募区域数
A	振興センター	市	579	13	4
B	市	市、α農協	201	6	5
C	JA	市	92	1	6
D	市、JA	市	339	30	4
E	市、JA	市	381	5	5
F	担い手協	市	143	11	1
G	経営改善協	市	538	6	6
H	JA	市	490	17	8
I	担い手協	市	512	58	7
J	市	市	30	0	1
K	市	市	521	9	9
L	担い手協	市	130	10	1
M	市	市、β農協	313	74	1
N	市	市	113	0	1
O	町	町	9	0	1
P	町	町	130	1	1
Q	町	町、β農協	274	4	4
R	担い手協	町、α農協	42	1	1
S	担い手協	町	171	51	1
T	地域育成協	町	195	7	4

資料: 広島県農林水産局への聞き取り調査、及び2015年農業センサスにより作成

注1) 農業振興地域のない3町(坂町、海田町、府中町)を除く

注2) 振興センターは(財)広島市農林水産振興センター、担い手協は担い手総合支援育成協議会、経営改善協は農業経営改善支援センター推進協議会、地域育成協は地域育成総合支援協議会である。

注3) α農協はB市の一部とR町を管内としており、β農協はM市とQ町の一部を管内としている。

表3. 借受希望経営体と希望農地の位置(26年度、27年度)

単位:ha, %

	借受希望経営体合計	うち					区域外農地希望経営体	うち市町外農地	隣接市町	遠距離市町	
		集落法人	参入企業	認定農業者	新規就農者	その他					
実数	経営体数	399	158	23	152	15	50	23	7	4	3
	面積	2,974	1,698	448	697	29	98	295	155	85	70
	1経営あたり	7.5	11	19	5	2	2	12.8	22.1	21.3	23.3
構成比	経営体数	100	39.6	5.8	38.1	3.8	12.5	5.8	1.8	1.0	0.8
	面積	100	57.1	15.1	23.4	1.0	3.3	9.9	5.2	2.9	2.4

資料:(一財)広島県森林整備・農業振興財団(農地中間管理機構)の資料および借受希望者公表一覧をもとに筆者が作成

事業の周知や、集落法人の設立誘導のための話し合い参加・地域とりまとめなどの業務をおこなっている。コーディネーターの人数は、2014年度は4名(4市町)であったが、2016年度には21名(14市町)にまで増員している。地域の実情に詳しいことが求められるコーディネーターは市町が推薦した人物であり、県や市、JAや農業委員のOBがほとんどである。

3.2 農地の受け手の応募状況(借受希望申込)

広島県機構は初年度となる2014年度は、受け手希望者の公募を地域内で話し合いが進んでいる市町についてモデル的に2回実施し、3回と4回目の公募を全市町に対して行った。2015年度は6月と9月に公募を行い、要望のあった市町に対して11月と1月に追加公募を行い、計4回となった。

公募区域は20市町で71区域が設定されている。約半分は1市町1区域で、複数の区域を設定しているところは合併前の市町村単位を範囲としている。

2014年、15年度の2ヶ年で延べ399経営体が2,974haの農地の借受を希望した(表3)。借受希望を経営体別にみると、集落法人(広島県では集落営農法人を集落法人と呼んでいる)の割合が経営体数で39.6%、面積で57.1%を占め、1経営体あたりの希望面積も11haと大きい。その次に多いのが認定農業者で経営体数の38.1%を占め、1経営体あたりの希望面積が5haで、面積割合では23.4%となっている。農業参入企業は経営体数では6%に満たないが、1経営体あたりの希望面積が19haと大きく、希望面積に占める割合は15.1%にまで高まる。

借受希望では23経営体が295haの区域外農地を希望した。このうち16経営体は区域外といっても同一市町の農地であるが、7経営体(4つが株式会社)は市町外の農地を155ha希望している。この7経営体のうち、経営体の所在地

に隣接している市町の農地を希望したのが4経営体で、3経営体は遠距離市町の農地(それぞれ40ha, 20ha, 10ha)を希望した(希望面積の大きい2経営体はともに株式会社で、県内資本の外食チェーンと建築設備会社が農業に参入したもの)。

3.3 農地の貸付希望

2014年度では貸付希望面積は519ha(1,004件)であったが、2015年度には1,346ha(2,666件)まで拡大した(表4)。表出しはしていないが、2016年9月末時点で累計4,621農家から2,388haの貸付希望があった(1農家平均0.5ha)。これらの貸付希望農地については、人・農地プランの話し合いの結果をうけて貸付先が見込まれる農地が大部分だという。貸付希望面積が増加したのは、制度の周知が図られたことで、集落法人の設立や規模拡大が進んだことによる影響が大きいとのことである。

3.4 農地借受と貸付

広島県機構が農地を借りる際には、貸付相手が決まった農地であることが条件となる。つまり、機構が農地を中間保有する前に、マッチングによって農地の貸付先となる担い手が見つかった状態の農地のみ中間管理権を取得する。

2014年度と15年度の広島県機構の農地借入(農地中間管理権取得)実績は1,687haである(前掲表4)。広島県機構が借り入れた農地は貸付ルールにもとづいて、2ヶ年で231経営体に対して1,566haの貸付(転貸)を行った。貸付面積のうち695ha(44.4%)が新規集積

表4. 広島県における農地中間管理事業の実績

単位:ha

	借受希望		貸付希望		農地中間管理権取得		担い手等への転貸		
	経営体数	面積	件数	面積	件数	面積	経営体数	面積	うち新規
26年度	263	2,076	1,004	519	808	408	74	380	223
27年度	136	898	2,666	1,346	2,422	1,282	157	1,187	473
合計	399	2,974	3,670	1,865	3,220	1,687	231	1,566	695

資料:(一財)広島県森林整備・農業振興財団(農地中間管理機構)の資料をもとに作成

注1)借受希望は、担い手が農地中間管理機構から農地を借りたいと希望したもの。

注2)貸付希望は、離農者等が農地を農地中間管理機構に貸し付けたいと希望したもの。

注3)担い手等への転貸は、農地中間管理機構が離農者等から農地を借りて、それを担い手等に転貸した実績。

表5. 経営体別転貸先(26、27年度)

単位:ha

	集落法人		農業参入企業		認定農業者		新規就農者		JA		その他	
	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積
A	3	56.3	1	0.5	5	2.4						
B									1	0.2		
C	4	59.6			1	0.3						
D	7	21.3			1	4.8						
E	1	5.9			1	0.3					1	0.5
F	4	38.9			0	0	1	0.2				
G	1	17.4	1	0.3	2	0.7	2	0.5			1	0.1
H	8	46.5			7	18.7					2	0.3
I	14	90.4	3	16.3	9	45.1					2	1.7
J												
K	23	609			2	2.4					1	1.1
L	1	6.3									2	1.2
M	22	164.8			17	72.3	1	0.5			5	4.3
N												
O			2	1.5								
P	1	0.6										
Q	13	106	1	1.1	20	31.4					3	2.1
R												
S	19	56.5			12	23.5						
T	2	47.8			2	5.8						
計	123	1,327.3	8	19.7	79	207.7	4	1.2	1	0.2	17	11.3

資料:(一財)広島県森林整備・農業振興財団(農地中間管理機構)の資料をもとに作成

注)経営体数および面積は、1経営体が2市で認可されているため、表3の合計とあわない。

面積である。

貸付の際に優先されることは、①募集区域内の合意にもとづいて集落法人を設立、②担い手間の利用権の交換、③当該農地に隣接した借受希望者、④募集区域内の担い手、⑤募集区域内に担い手がおらず地区外から担い手の参入、という順番である。公募区域内に借り手がいない場合でないと区域外の担い手への貸付とはならない。地域内の担い手への農地集積を重視しているといえる。

転貸先を経営体別にみると、集落法人がもっとも多く123経営体、1,327haであった(表5)。ついで認定農業者が79経営体、208haである。新規就農者は4人、1.2haにとどまっている。他方で農業参入企業への転貸が一定程度みられる点も注目される。農業参入企業への転貸は8経営体、19.7haであるが、このうち1経営体が県外から新たに参入したもので12.4haの農地を機構から借りている。農業参入企業への農地転貸は、広島県がおしすすめる企業による農業参入支援によるところが大きい。広島県が2010年12月に策定した「2020広島県農林水産業チャレンジプラン」では、「地域の核となる経営力の高い担い手」として、企業の農業参入促進・経営安定化を市町と連携して支援するとしている。広島県では農林水産局就農支援課に企業参入の担当部署を設置し、市町農業参入企業推進方針にもとづいて、参入検討段階から経営安定までを総合的に支援している。こうして農業参入企業数は2013年度で61社(302ha)にのぼっている。このような取り組みが農業参入企業への転貸実績につながっているのである。

ところで、前述した、市町村外の農地を希望していた7経営体については、いずれも市町村外の農地の転

貸実績はなかった。

3.5 機構集積協力金

広島県における2015年度の機構集積協力金は4.6億円であったが、このうち経営転換協力金は1.5億円、耕作者集積協力金は5,000万円、地域集積協力金は2.6億円であった。

2016年度から、国から交付される地域集積協力金の交付方法の変更がおこなわれ、「新規集積面積に応じて地域集積協力金の交付総額が決定される」ことになった(板橋, 2017)。すなわち、新規集積面積(前年まで非担い手が耕作した農地が、機構の転貸によって新たに担い手が耕作することになった農地面積)に対し、10a当たり5万円を乗じた額が国から県に予算配分される。広島県ではこれを原資として、地域に交付する地域集積協力金の単価を次のように設定するとした。すなわち、(イ)機構への貸付割合が2割超5割以下の場合、①新規集積面積に対しては10aあたり1.5万円、②「付け替え」の場合5,000円。(ロ)5割超8割以下の場合同2.1万円、と7,000円、(ハ)8割超の場合は同2.7万円と9,000円とした。ただし、「付け替え」のみの場合には交付はしないという方針である。

このような対応となった背景には、集落法人への転貸を中心に機構による農地流動化がすすんでいることがある(機構の転貸面積の84.8%が集落法人)。広島県では集落営農組織の法人化をすすめてきた経緯があり、集落法人の数は2016年度で272になっている。ただし、集落法人の設立はほぼされつくしたとみており、2014年度からは広島県として集落法人の設立支援は行っていないという。2015年度に新設された集落法人は13であるが、16年度は1にとどまっている。機構の実績

に寄与するのは集落法人の設立であるが、それが期待できないため、機構の実績が大きく増えないと県はみている。その一方で、集落法人の利用権設定の期限がきており、契約更新の時期にさしかかっているという。

こうした状況をふまえ、集落法人の利用権の再設定の時に機構を活用してもらうために、たとえ「付け替え」であっても、新規集積の1/3の単価を設定し、それを支払うことで集落法人への農地集積を進めようとしているのである。ちなみに、2015年度の利用権の再設定面積約800haのうち473haが農地中間管理事業を利用したものであり、「付け替え」も一定程度交付対象とすることで、農地中間管理事業の活用につながっていくものと考えられる。

3.6 今後の取り組み

現在のところ、機構が中間保有する（借りる）農地は、人・農地プランの話し合いによって貸付先がすでに決まっている（あるいは貸付先があると見込まれる）ものが大部分である。つまり、農地の出し手と受け手が事前にマッチングした状態の農地のみを機構が中間保有し、転貸するものである。しかし今後は、農業者の高齢化等で経営規模縮小や離農が進むことで、機構が中間保有する前にマッチングによって転貸先が決まっている状態にすることが困難になる可能性があるという。他方で、人・農地プランが作成されていない地域もあり、そうした地域ではそもそも話し合いで農地の出し手と受け手をマッチングさせることが難しい。

こうした状況のなか、農地中間管理事業の実績を高めるためには、受け手の決まっていない農地を機構としてどのようにマッチングさせていくか（「フリーマッチングの手法の確立」）が今後の課題だという。

4. 考察

農地中間管理機構の設置による農地市場の空間的範囲への影響を分析した結果、農地の市場圏の拡大はきわめて限定的なものであった。すなわち、制度設計上は広島県機構が県内の農地所有者から広く農地を借り受ける形であり、農地借受段階では広域化しているとみることができる。そうした農地に対する受け手の応募（借受希望）の段階では、広域的な借地希望経営体の存在が確認されたが、区域外の農地を希望したのは経営体数の約6%、面積で約10%にとどまっていた。

さらに、区域外の農地を希望した経営体のうち市町を越えた農地を希望した経営体はわずか7経営体と少なく、広域的な借地希望はきわめて限定的なものであった。また、貸付段階（実績）では、市町を越えた農地を希望した7経営体への転貸実績はなく、担い手経営

は同一市町内の農地を集積していた。

以上から、農地の市場圏は実態としては広域化しておらず、依然として地域限定的市場であることが明らかである（本研究で農地の市場圏が拡大しているといった場合、それは市町村の範囲を越えて農地を集積することと規定する。よって公募区域を越えて農地を集積する行為すべてを広域化と捉えるものではない）。

この理由として、人・農地プランの話し合いを重視していること、機構転貸に際して区域内の担い手を最優先に位置づけていることから、区域内の担い手を中心とした農地流動化になっており、それが農地市場の範囲を決定づけているものと考えられる。

集落営農が担い手の中心として展開している広島県では農地の市場圏の拡大はきわめて限定的なものであった。しかし、集落営農組織が展開していることが必ずしも農地の市場圏を狭める要因ではない。全国でもっとも集落営農組織が展開（2016年度）している宮城県農地中間管理事業実績（2016年度）のうち、地域外からの参入経営体数は全国で6番目に多く、農地市場の広域化が確認されるからである。板橋（2009）は、広島県の集落営農組織のほとんどは「集落の農地保全」や「住みよい集落環境の創造」を設立の動機や経営の目標にしており、「地域および農地を守るための仕組み作り」という側面がきわめて強い」と指摘している。また、既述した深谷（2015）の指摘からも、広島県は長年にわたり県が集落営農を支援してきたことで「集落単位での取り組みが常態化」しており、集落の話し合いが濃密にできる素地がある。これらの帰結として、地域の農地は地域で守るということにつながり、それが農地の市場圏の範囲にも影響しているものと考えられる。

最後に、農地の出し手と受け手をマッチングする業務を請け負っている市町の取り組み内容や方針にも農地市場の範囲を決定づける要因があると考えられるが、それらの分析は今後の課題としたい。

付記

本研究はJSPS 科研費 16K07905 の助成を受けたものである。

引用文献

- 秋山満（2015）：農地中間管理事業の現場での取り組みと課題。農業と経済第81巻9号。昭和堂、12-21。
 安藤光義（2016）：農地中間管理機構の現状と課題。谷口信和：日本農業年報62基本計画は農政改革とTPPにどう立ち向かうのか。農林統計協会、

- 47-77.
- 深谷成夫 (2015) : 農地流動化の実態と農地中間管理事業の課題. 農業と経済第 81 卷 9 号. 昭和堂, 22-30.
- 福田晋 (2001) : 農地用役市場の特質と分類に関する考察. 機能的農地市場の形成に関する研究. 平成 12 年度科学研究費補助金成果報告書, 1-7.
- 東山寛 (2013) : 農地市場に関する主要文献と論点. 美土路知之・玉真之介・泉谷眞実: 食料・農業市場研究の到達点と展望. 筑波書房, 13-25.
- 板橋衛 (2009) : 広島県における『集落法人』の経営展開と課題. 水田・畑作経営所得安定対策下における集落営農組織等の動向と今後の課題. 農林水産政策研究所, 121-134.
- 板橋衛 (2017) : 農地中間管理機構を通じた中四国農業の構造改革. 農村と都市をむすぶ No.783. 全農林労働組合, 38-45.
- 河野敏明 (1984) : 土地商品の特殊性と土地市場の形成条件. 阪本楠彦: 土地価格の総合的研究. 農林統計協会, 274-301.
- 村田武 (2015) : 日本農業の危機と再生. かもがわ出版, 1-111.
- 生源寺真一 (1998) : 現代農業政策の経済分析. 東京大学出版会, 1-356.
- 椿真一 (2016a) : 農地市場における農地中間管理機構の効果と課題—秋田県を事例に—. 農村経済研究第 34 卷第 1 号. 東北農業経済学会, 95-103.
- 椿真一 (2016b) : 農地市場における農地中間管理事業の効果と課題—山形県を事例に—. 第 52 回東北農業経済学会大会個別報告. 弘前市. 2016 年 8 月.
- 宇佐美繁 (1990) : 農地市場と農業. 臼井晋・宮崎宏: 現代の農業市場. ミネルヴァ書房, 64-86.